

○不用物品売り払いに係る条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定に基づき、公告する。

令和８年９月２日

秋田県秋田空港管理事務所長 藤田 靖行

１ 入札に付する事項等

- (１) 件名
建設機械６台の売却処分
- (２) 売却物品の仕様等
仕様書のとおり
- (３) 売却物品の保管場所
秋田空港除雪機械格納庫 秋田市雄和椿川字山籠地内
- (４) 売却物品の搬出期限
売却物品は令和８年１１月３０日までに搬出すること
- (５) 売却物品の搬出条件
売却物品は現場渡しとし、搬出に係る費用の一切を落札者が負担すること

２ 入札に参加する者に必要な資格等

- (１) 秋田県暴力団排除条例（平成２３年秋田県条例第２９号）第６条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (２) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- (３) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと。
- (４) 秋田県税に滞納がないこと及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。（適用除外事業所を除く。）
- (５) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第６条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
 - ①業種種別「古物商・廃棄物処理」に登録していること。
 - ②秋田県内に本店、支店又は営業所を有すること。

３ 入札説明書及び仕様書等の交付

入札説明書、仕様書、入札参加資格確認申請書及びその他様式等については、令和８年９月２日（水）から令和８年９月１７日（木）までの期間、秋田県公式ＷＥＢサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

４ 入札参加資格確認申請書の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

- (１) 提出書類
 - ①入札参加資格確認申請書
 - ②誓約書
 - ③履歴事項全部証明書の写し若しくは秋田県内に本店、支店又は営業所があることを証明する書類の写し
- (２) 提出期間
令和８年９月２日（水）から令和８年９月１４日（月）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１項第１号に規定する県の休日を除く。
- (３) 提出時間
午前９時から午後５時まで
- (４) 提出場所

郵便番号 010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49番地
秋田県秋田空港管理事務所 総務チーム（電話番号018-886-3362）

- (5) 提出部数 1部
- (6) 郵便による場合は、書留にて令和8年9月14日(月)午後5時までに(4)に定める場所に必ず到着させること。
- (7) (1)①、②について、説明を求める場合がある。
- (8) (7)の説明に応じない者は、本入札に参加することができないものとする。
- (9) 申請に虚偽があった場合は、参加資格を取り消すものとする。

5 入札執行の日時及び場所

令和8年9月17日(木) 午前10時00分

秋田県秋田市雄和椿川字山籠49番地 秋田空港管理事務所 除雪車庫2F 会議室

6 入札保証金

免除する。

7 入札執行回数等

- (1) 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として2回までとする。
- (2) 当該入札への参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

予定価格以上の価格で入札した者のうち、入札価格が最も高い者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 問い合わせ先
4(4)に同じ
- (5) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書による。